

新興国法制部会・第1報告  
台湾における取締役の ESG 対応及びその義務と責任  
ーコーポレートガバナンス 3.0 (2020 年改定版) を踏まえてー

報告者：黄 瑞宜 (中央警察大学・法律学系・助理教授)

近年、企業経営のあり方について盛んに議論されているが、そこでは ESG は欠くことのできない概念である。その具体的な内容については、たとえば、E は温室効果ガスの削減（炭素排出）や気候変動や水資源、S はサプライヤーやダイバーシティや人権、G は腐敗防止や取締役会の構成やコーポレートガバナンスが挙げられる<sup>1</sup>。2004 年に国連グローバル・コンパクトで初めて提唱され、企業の経営を評価する指標とされている。

台湾では、会社の経営活動は取締役会に一任すると規定されている。取締役会があくまでも意思決定機関であり、そして現実に業務執行権限を行使するのは、自然人である代表取締役または取締役である。そのため、取締役は業務の遂行について善管注意義務及び忠実義務を負い、また業務執行に際して会社や第三者に損害を与えた場合、その賠償の責任を負う（会社法第 8 条第 1 項、第 23 条第 1 条）。会社法がとくに、取締役に対して、ESG に遵守すべく直接の規定は存在していないが、2018 年の会社法改正により、ESG に関わる企業の社会的責任について新たに規定された（会社法第 1 条第 2 項）。そればかりか、ESG の視点から、株主が会社に対して公益を促進したり、社会的責任を果たしたりするための提案（株主提案権の行使）をなした場合には、取締役会はそれを議案として受け入れることが新たに規定された（会社法第 172 条ノ 1 第 5 項）。

他方、台湾では、会社法のほかに、TWSE/TPEX 上場企業を規制した証券取引法がある。従来、社外取締役や取締役等に対して、ESG への配慮に関する直接的な規定は存在しなかったが、ソフトローとして金融監督管理委員会は 2020 年 8 月 25 日に公表した「コーポレートガバナンス 3.0・持続可能な発展ブループリント (2020 年改定版)」に ESG 情報開示の強化や、ESG 対応及び持続的な発展を重視する趣旨を追加した。

その主要なポイントは、「取締役会の機能を強化し、企業の持続的な価値を高める」、「情報の透明性を高め、持続可能な運用を促進する」、「利害関係者とのコミュニケーションを強化し、相互作用のための良好なチャネルを作成する」、「国際基準に準拠し、デューデリジェンスを導く」そして「会社の持続可能なガバナンス文化を深め、多様な製品を提供する」を含む 5 つの主要

---

<sup>1</sup> 大塚 彰男・法学から考える ESG による投資と経営 (同文館・2021 年) 4 頁。; 石島 博・水谷 守・ESG 投資に関する法的論点の整理と一考察・中央ロー・ジャーナル第 18 巻第 1 号 (2021) 71 頁。

な軸に焦点を当て、合計 39 項目の具体的な推進策が提供されている。

金融監督管理委員会は、2021 年 11 月 23 日に「コーポレート ガバナンス 3.0- 持続可能な開発ブループリント」の推進に向けて、「2020 年アジア コーポレート ガバナンス レポート (CG Watch 2020)」の推奨事項を検討し、国際的な規範に合わせて、企業の持続可能な開発の実施及び情報セキュリティリスク管理とその他の情報開示の透明性を強化するとして、**「公開会社の年次報告書に掲載される情報に関する規則」**の改正を行った<sup>2</sup>。また、2021 年 12 月 7 日に TWSE/TPEX 企業社会責任のベストプラクティス原則の改正が行われた際に、TWSE/TPEX 企業社会責任のベストプラクティス原則を「TWSE/TPEX 上場企業のための持続可能な開発のベストプラクティス原則」に変更した。

2021 年 12 月 21 日に金融監督管理委員会の委員長は、立法院の財政委員会に出向いて、「コーポレートガバナンス 3.0・持続可能な発展ブループリント (2020 年改定版)」をどのように実践するかについて報告した<sup>3</sup>。その報告においては、健全な持続可能な開発 (ESG) エコシステムを構築するために、「取締役会の機能強化」などを含む 5 つの主要な軸に焦点を当てること示されている。

また、2024 年以降、上場企業の社外取締役の数は取締役数の 3 分の 1 以上であり、独立取締役の半数以上が連続して 3 回目の任期を超えてはならないことが求められている。さらに、社外取締役と監査委員会が権限を行使するためのガイドラインを策定し、上場企業のコーポレート・ガバナンスのための行動規範がエンタープライズ・リスク管理メカニズムを導入するとしている<sup>4</sup>。

本報告では、会社に ESG 対応を促した「コーポレートガバナンス 3.0・持続可能な発展ブループリント (2020 年改定版)」最新の動向を紹介するとともに、ESG 問題が、単に取締役の道義的責任にとどまらず、法的責任にもなり得ることを明らかにした上で、個別会社の対応事例を紹介しつつ、人権問題・環境問題・開示問題の論点について検討したい。

---

<sup>2</sup>[https://www.sfb.gov.tw/ch/home.jsp?id=95&parentpath=0,2&mcustomize=news\\_view.jsp&dataserno=202111230002&dtable=News](https://www.sfb.gov.tw/ch/home.jsp?id=95&parentpath=0,2&mcustomize=news_view.jsp&dataserno=202111230002&dtable=News) (as of Jan 12, 2023)

<sup>3</sup> <https://news.cnyes.com/news/id/4791068> (as of Jan 12, 2023)

<sup>4</sup> 同前。